

市町村の水平補完について(2回目)

資料1

1 前回(第7回)会議における意見

市町村の主体性の観点から、近隣するところ、離れた場所とのネットワークなど、多様な形態で市町村が主体的に水平補完に取り組むべき。

市町村の状況に応じた取組という観点から、市町村の強み、弱みを踏まえ、これらを補うように、取り組むべき。

必要な行政サービスの提供の観点から、住んでいる地域によって、受けられるサービスの差が生じないように取り組むべき。

事務の効率化の観点から、市町村で共通する事務を対象とし、経費の節減や新たな需要に対応していくべき。

2 水平補完のメリット・デメリット

(1) メリット

職員や業務の専門性が高まることにより、行政サービスが向上する。

人的資源の有効活用や職員の資質の向上が図られる。

スケールメリットが期待できる。

行政コストを節減できる。

(2) デメリット

事務的な調整などが必要であり、機動的な意思決定が難しい。

構成団体の意見調整などが難しい場合がある。

責任の所在が不明確となる可能性がある。

住民から間接的であり、民主的統制が及びにくいおそれがある。

3 水平補完を進めるための取組

(1) 市町村の取組

市町村の行財政状況を踏まえ、住民サービスの維持や効率性の向上の観点から、水平補完に積極的に取り組む必要があるのではないか。

市町村が、それぞれの地域の実情に応じた水平補完の導入について、「協議・調整する場」を設ける必要があるのではないか。

(2) 県の取組(支援)

県は、市町村の水平補完に関する取組について、市町村間の調整・助言などの機能を発揮すべきではないか。

市町村間の「協議・調整の場」の設置に向けた支援を行うべきではないか。

4 水平補完が求められる背景

【市町村の役割】

住民に身近な事務を総合的に担う

(基本的な考え方)
市町村優先の原則
近接性の原理
補完性の原理

市町村を取り巻く近年の状況の変化

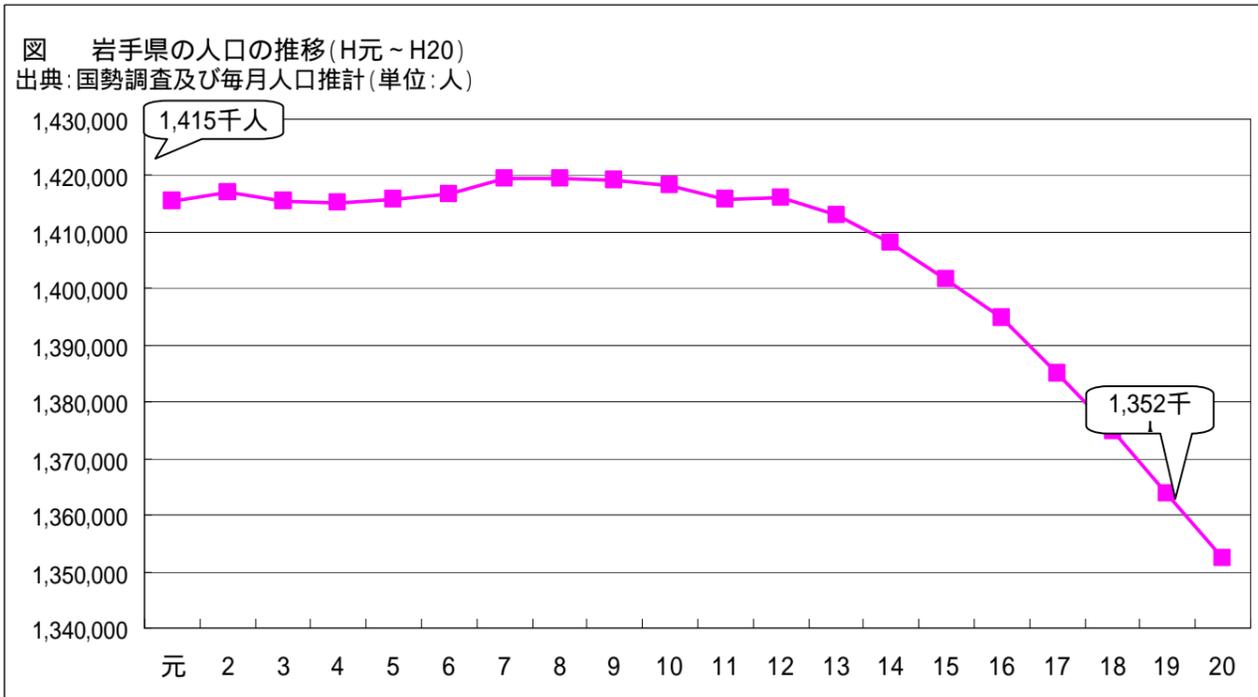
- ・社会構造の変化への対応
- ・地方分権の進展に伴う役割の増大
- ・厳しい財政運営
- ・人口減少に伴う職員の減少
- ・国の市町村合併に対する姿勢の変化

将来にわたって住民サービスを維持していくため、事務処理の効率化が必要。
その方策の一つとして、「水平補完(共同処理)の活用」

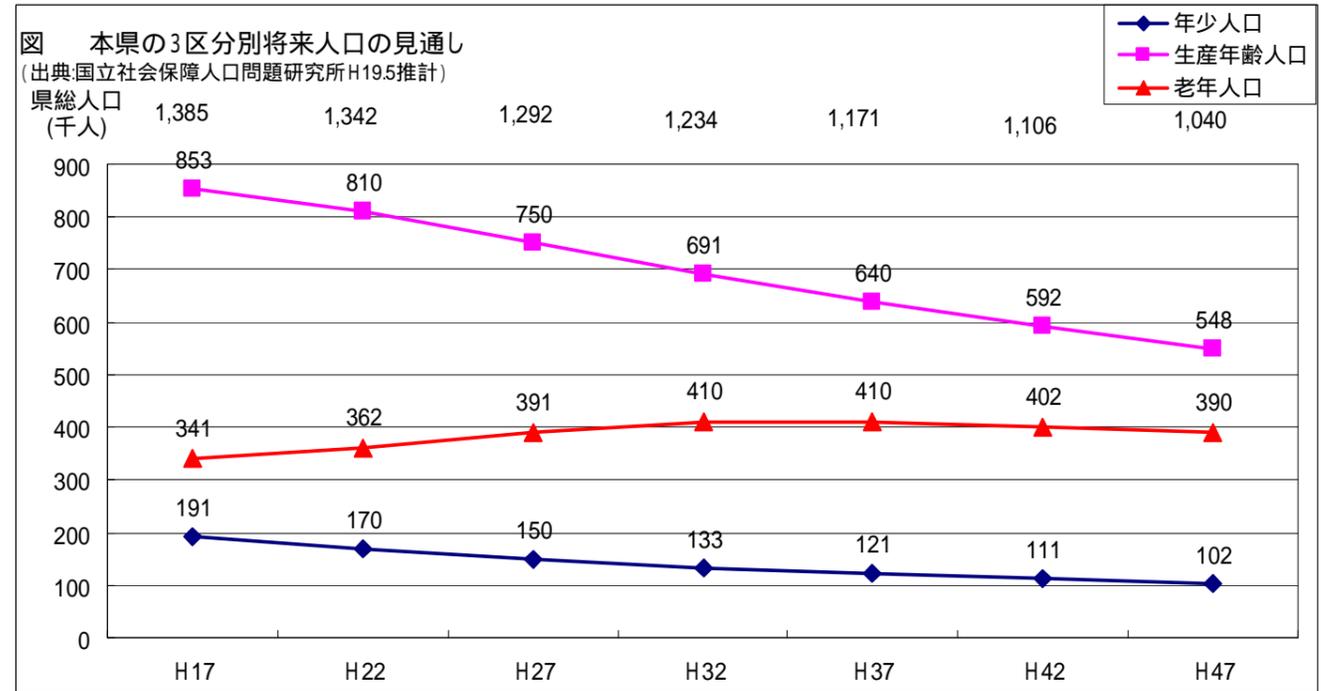
【県の役割】

広域事務
連絡調整事務
補完事務

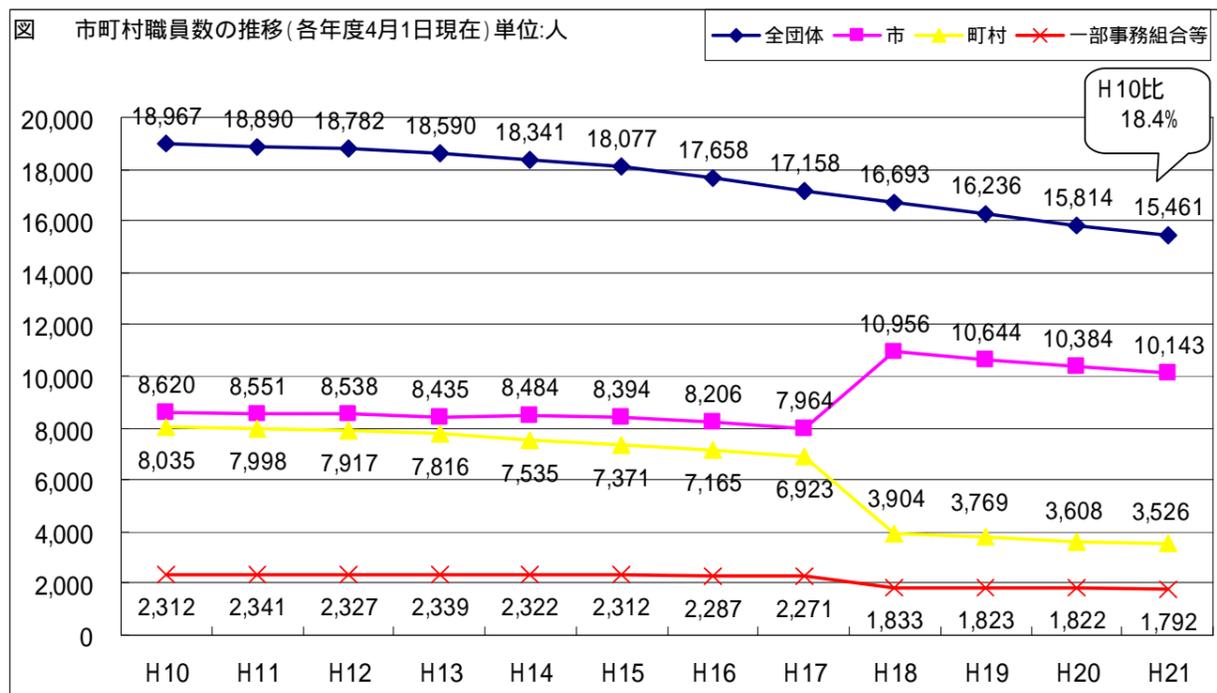
県は、「連絡調整事務」として、市町村の水平補完の取組を支援・促進。



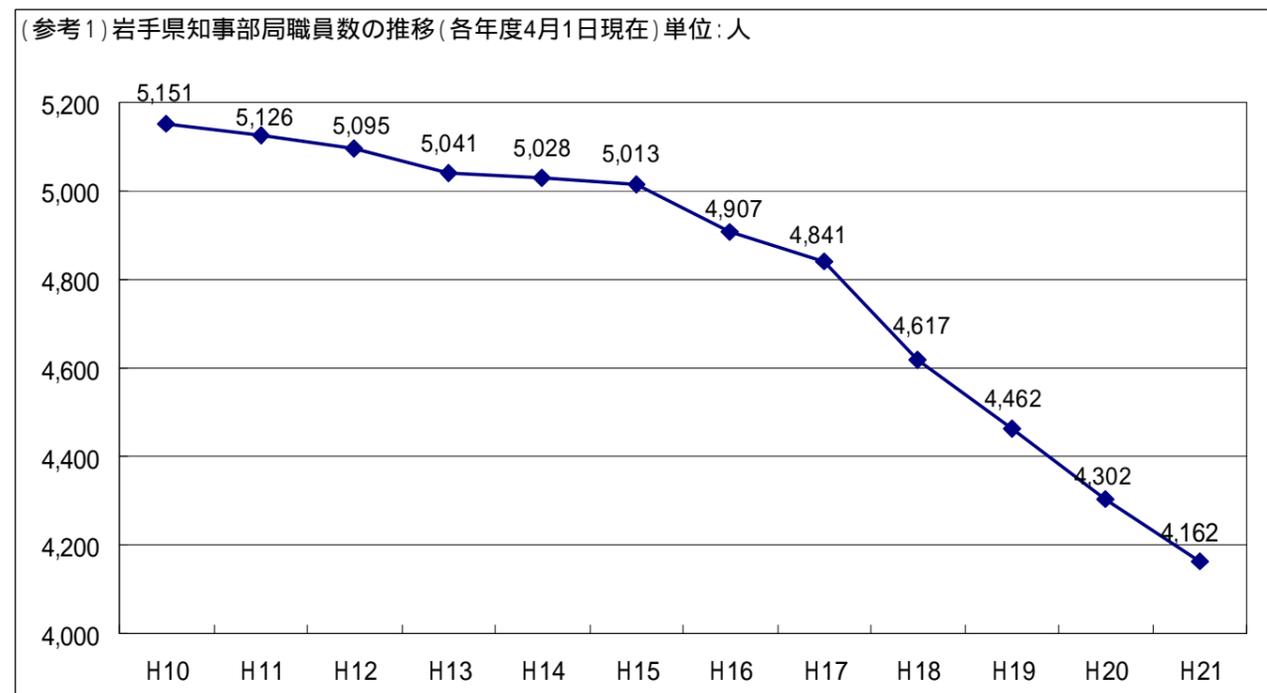
岩手県の人口は、平成元年とH20年を比較すると、63千人減少している。



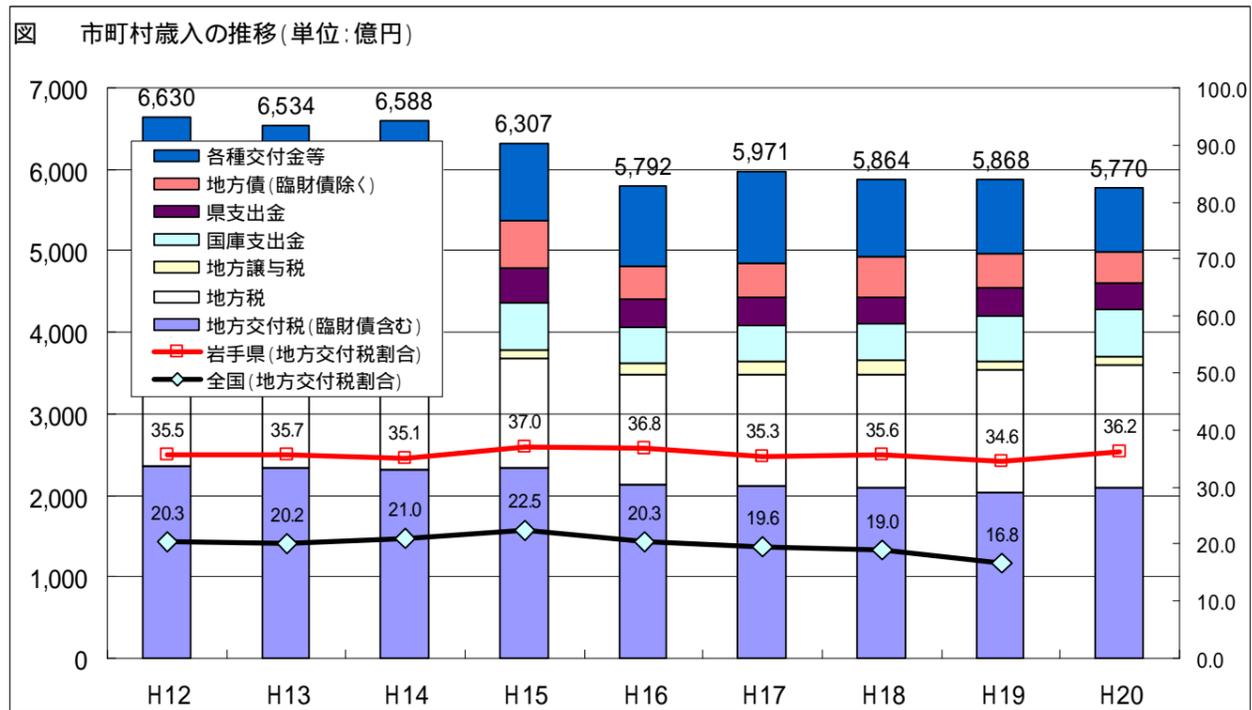
本県の3区分別の将来人口は、生産年齢人口と年少人口が減少する一方、老年人口が増加する見込みである。



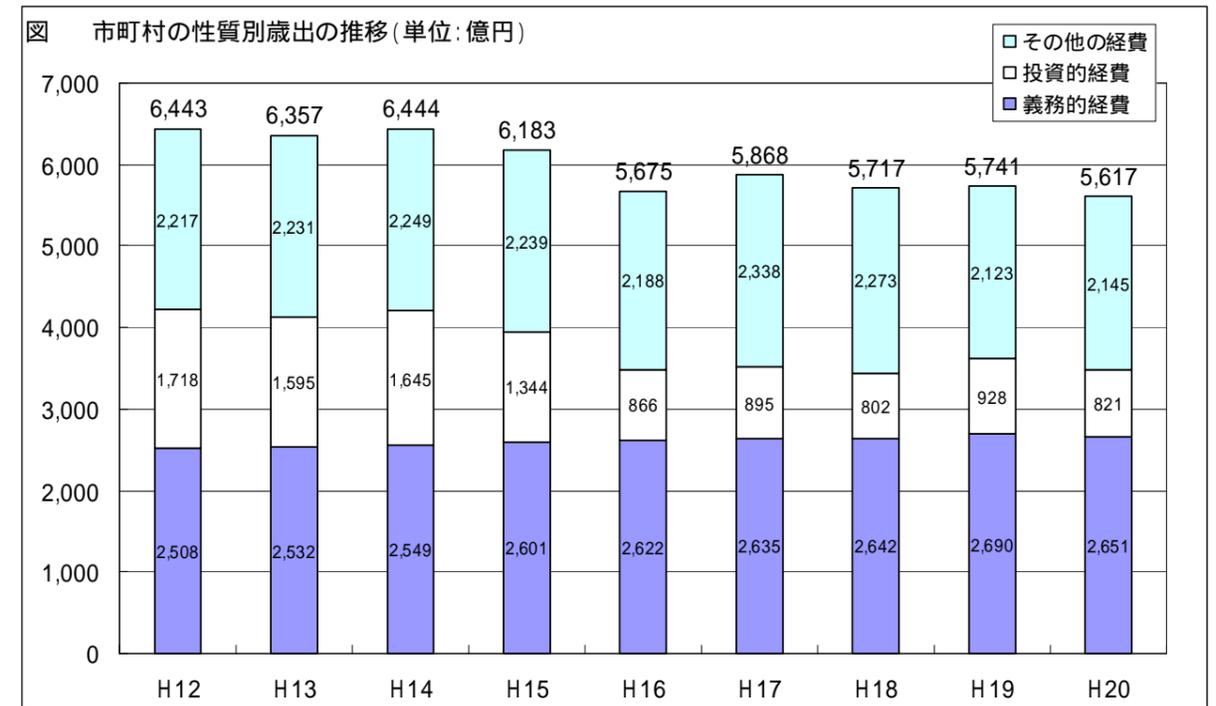
市町村の職員数は、平成10年とH21年を比較すると、3,506人、18.4%減少している。



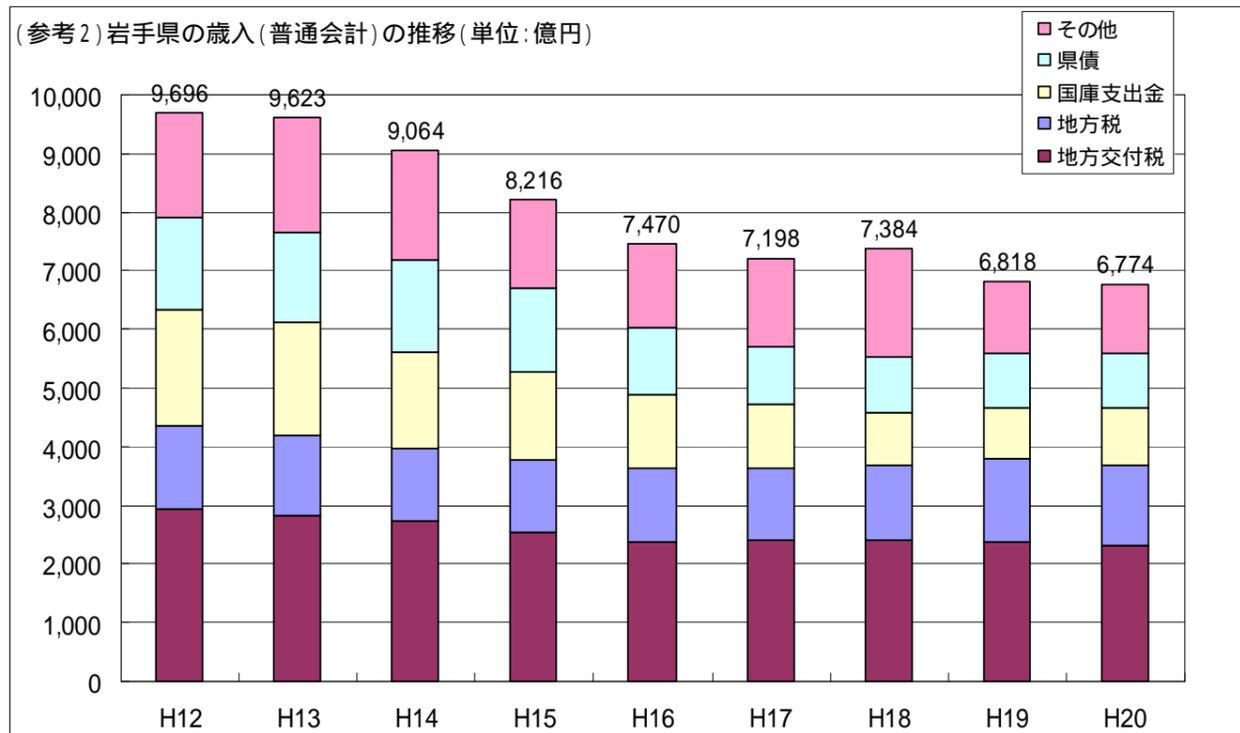
岩手県の職員数は、平成10年とH21年を比較すると、989人、19.2%減少している。



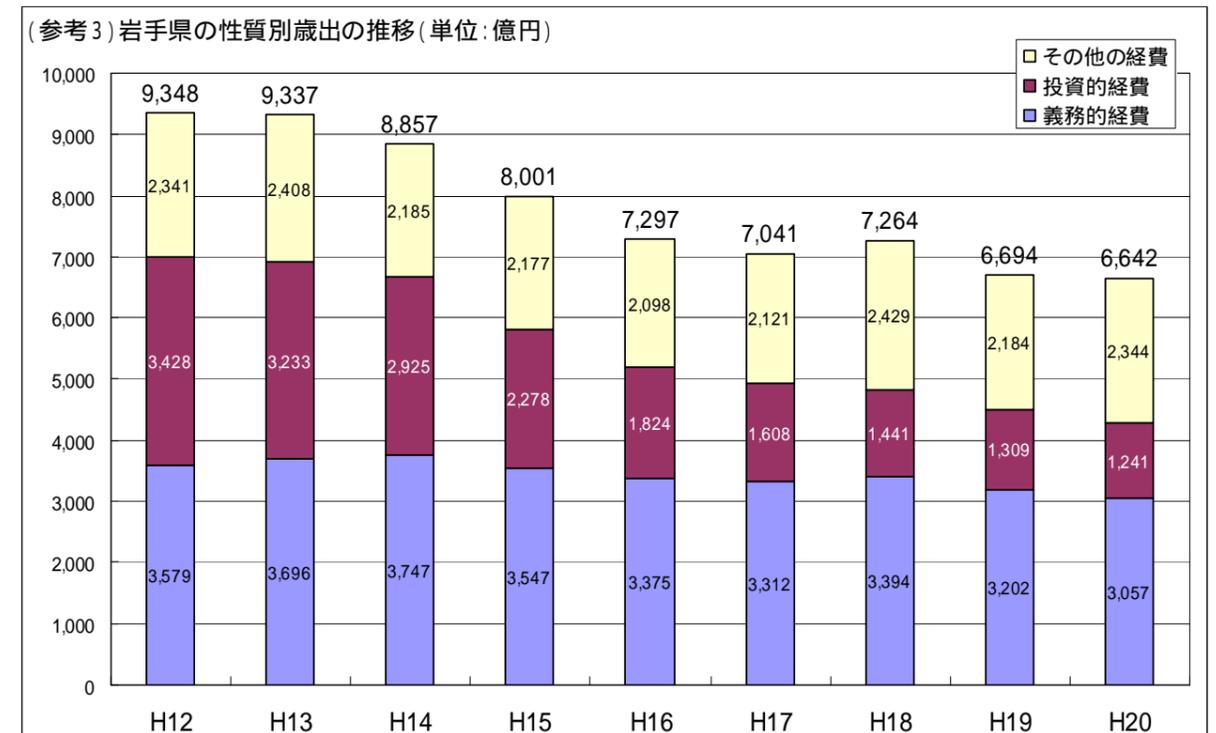
市町村の歳入は、H12年度とH20年度比較すると、860億円減少している。



市町村の歳出は、普通建設費等の投資的経費が減少し、扶助費、公債費等の義務的経費が増加傾向である。



県の歳入は、H12年度とH20年度を比較すると、2,922億円減少している。



県の歳出は、投資的経費が減少している。

水平補完(共同処理)している事務(分野)等

1 県内市町村で共同処理している事例

(1) 既に全ての関係市町村が共同処理している事例

数字は、構成市町村数であること。

H21.4.1現在

分野	主な目的・事業等	共同処理方式	構成団体数	構成団体の内訳	共同処理をしていない市町村
児童福祉	児童福祉(知的障害児)施設の設置・運営	一部事務組合	8	岩手沿岸地区(釜石市、大槌町、宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村、川井村、普代村)8	-
後期高齢者医療	後期高齢者医療の実施	広域連合	35	全市町村35	-
その他	退職手当・公務災害の運用	一部事務組合	63	全市町村35、一部事務組合・広域連合28	-
	交通災害共済の実施	一部事務組合	35	全市町村35	-
	会館・共有財産等の維持管理	一部事務組合	25	町村22、一関市・平泉町・藤沢町	-
	消防災害補償	一部事務組合	43	全市町村35、一部事務組合・広域連合8	-

(2) 一部の市町村が共同処理している事例

分野	主な目的・事業等	共同処理方式	構成団体数	構成団体の内訳	共同処理をしていない市町村
第1次産業	林道・林野事業の実施	一部事務組合	6	盛岡地区(盛岡市、雫石町、紫波町、矢巾町)4、大船渡市・陸前高田市	左記以外の市町村(29)
第3次産業	観光宿泊施設の設置	一部事務組合	3	奥州市・一関市・平泉町	左記以外の市町村(32)
医療施設	診療所の設置・運営	一部事務組合	2	奥州市・金ヶ崎町	左記以外の市町村(16)
老人福祉	老人ホームへの入所を判定する委員会の合同設置	協議会	7	岩手・紫波地区(八幡平市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、紫波町、矢巾町)7	左記以外の市町村(28)
障害者	障害程度区分市町村審査会の共同設置	機関等の共同設置	25	盛岡北部(八幡平市、葛巻町、岩手町)3、雫石町・滝沢村、紫波町・矢巾町、北上地区(北上市、西和賀町)2、奥州地区(奥州市・金ヶ崎町)2、一関地区(一関市、平泉町、藤沢町)3、釜石地区(釜石市、大槌町)2、宮古地区(宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村、川井村)5、二戸地区(二戸市、軽米町、九戸村、一戸町)4	盛岡市、花巻市、遠野市、大船渡市、陸前高田市、住田町、久慈市、普代村、野田村、洋野町(10)
介護保険	介護保険認定審査会の共同設置	機関等の共同設置	11	雫石町・滝沢村、北上地区2、釜石地区2、宮古地区5	盛岡市、紫波町、矢巾町、花巻市、遠野市(5)
		一部事務組合	12	盛岡北部3、奥州地区2、一関地区3、二戸地区4	
		広域連合	7	大船渡地区(大船渡市、陸前高田市、住田町)3、久慈地区(久慈市、普代村、野田村、洋野町)4	
	介護保険の実施	一部事務組合	10	盛岡北部地区3、一関地区3、二戸地区4	左記以外の市町村(21)
広域連合	4	久慈地区4			
水道	水道事業の調査研究等の実施	協議会	7	岩手・紫波地区7	左記以外の市町村(21)
	上水道の設置・運営	一部事務組合	7	盛岡市・矢巾町、岩手中部地区(花巻市、北上市、紫波町)3、奥州地区2	
下水道	下水道処理区に関する連絡協議等の実施	協議会	2	花巻市・北上市	左記以外の市町村(31)
	下水道の設置・運営	一部事務組合	2	盛岡市・矢巾町	
ごみ処理	ごみ処理の実施	一部事務組合	30	盛岡都南・紫波地区(盛岡市、紫波町、矢巾町)3、岩手町・盛岡玉山、岩手中部地区4、奥州地区2、一関地区3、大船渡地区(大船渡市、住田町)2、岩手沿岸南部地区(大船渡市、陸前高田市、住田町、釜石市、大槌町)5、宮古地区5、二戸地区4	八幡平市、雫石町、葛巻町(3)
		広域連合	4	久慈地区4	
し尿処理	し尿処理の実施	一部事務組合	30	盛岡地区(盛岡市、雫石町、滝沢村)3、盛岡北部(盛岡市玉山、八幡平市、葛巻町、岩手町)4、紫波・稗貫地区(盛岡市都南、紫波町、矢巾町、花巻市)4、北上中部地区3、奥州地区2、一関地区3、釜石地区2、宮古地区5、二戸地区4	遠野市
		広域連合	7	大船渡地区3、久慈地区4	
火葬場	火葬場の設置・運営	一部事務組合	9	岩手町・盛岡市玉山、北上地区2、奥州地区2、一関地区3	左記以外の市町村(22)
		広域連合	4	久慈地区4	
消防・救急	消防・救急事務の委託 消防・救急の実施	事務の委託	2	平泉町、藤沢町 一関市	花巻市、遠野市、陸前高田市(3)
		一部事務組合	25	盛岡地区8、北上地区2、奥州地区2、大船渡地区2、釜石地区2、宮古地区5、二戸地区4	
		広域連合	4	久慈地区4	
教育	映像ライブラリーなどの視聴覚教育に関する協議会	協議会	17	奥州・一関地区(奥州市、金ヶ崎町、一関市、平泉町、藤沢町)5、大船渡地区3、宮古地区5、二戸地区4 (H18.7～H20.7の間に岩手中部地区(花巻市、北上市、西和賀町)3は廃止)	盛岡市、八幡平市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、紫波町、矢巾町、花巻市、北上市、遠野市、西和賀町、釜石市、大槌町、久慈市、普代村、野田村、洋野町(15)
施設等の管理委託	国営土地改良施設の管理使用に関する事務の委託	事務の委託	1	二戸市 一戸町	左記以外の市町村(33)
	揚水機場地区基幹水利施設管理事務の委託	事務の委託	1	一関市 宮城県登米市	左記以外の市町村(34)

2 他県では、共同処理の実績がある主な事例

H20.7.1現在

処理区分	主な目的・事業等	設置数	本県における処理方式
協議会	道路、自動車運送に関する事務	2	-
	河川、海岸に関する事務	1	-
	公園管理に関する事務	2	-
機関等の共同設置	公平委員会	114	事務の委託(市町村等 県)
	教育に関する事務【事例1】	18	-
	予防接種健康被害調査事務	9	-
事務の委託 (市町村 県へ委託)	港湾施設に関する事務	1	-
	児童の自立支援に関する事務	4	-
	介護認定審査会に関する事務	8	機関等の共同設置又は広域連合
	上下水道に関する事務	75	協議会又は一部事務組合
	小動物の保管及び処分に関する事務	1	-
	区画整理に関する事務	1	-
	消防に関する事務	28	事務の委託、一部事務組合又は広域連合
	公務災害に関する事務	197	一部事務組合
	工業用水に関する事務	1	-
	上下水道に関する事務	28	協議会又は一部事務組合
(県 市町村へ委託)	空港港湾施設の管理に関する事務	38	-
	教育に関する事務	3	-
	住宅に関する事務	11	-
	住民票の写しの交付等に関する事務	936	-
	福祉、ごみ・し尿処理等に関する事務	620	一部事務組合又は広域連合
	教育に関する事務	193	-
	防災に関する事務	325	-
	退職手当、公務災害に関する事務	213	一部事務組合
	税の滞納処分に関する事務	2	県・市町村による任意組織の設置
	一部事務組合 (複数の県にわたるもの)	水防に関する事務	1
ごみ処理、し尿処理、火葬場に関する事務		9	一部事務組合又は広域連合
(県内市町村間のもの)	小学校の事務	1	-
	自動車航送船事業(フェリー)	1	-
	工業用地、用水に関する事務	14	-
	港湾輸送施設の設置・管理に関する事務	24	-
	宅地造成に関する事務	5	-
	都市計画(公園、駐車場等)に関する事務	23	-
	小・中学校の設置に関する事務	42	-
	(再掲)税の滞納処分に関する事務【事例2】	2	(再掲)県・市町村による任意組織の設置
広域連合	(再掲)税の滞納処分に関する事務【事例2】	3	(再掲)県・市町村による任意組織の設置
	厚生福祉(保健・福祉など)に関する事務【事例3】	13	-
	社会教育に関する事務	4	-

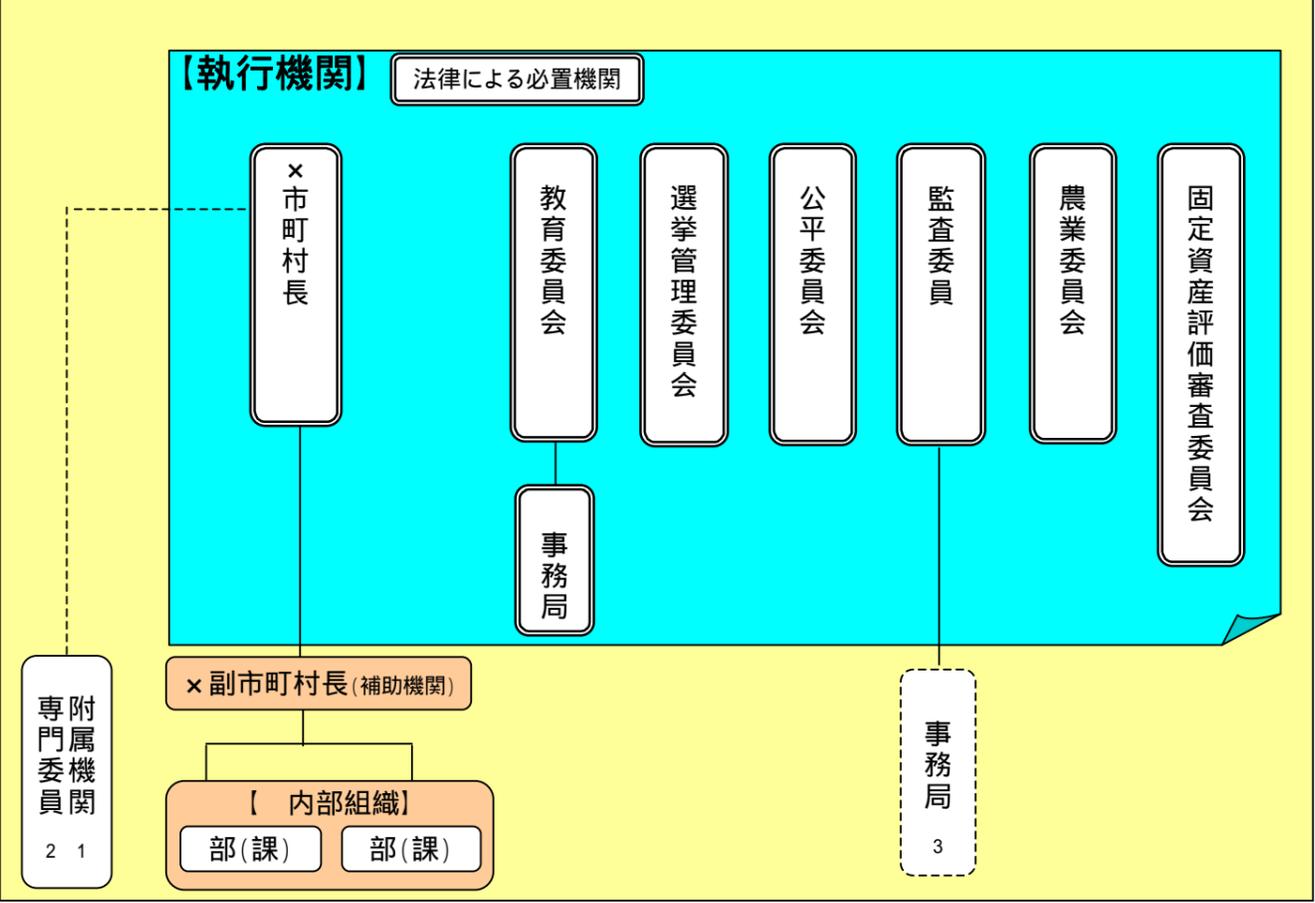
3 新たな共同処理の検討例

想定される事務(分野)の例	想定される処理方式	効果
パトロール(道路等) 各種普及・啓発	協議会、事務の委託又は広域連合	・経費の節減などが見込まれる事務 ・事務負担の軽減が見込まれる事務
監査 審査会(情報公開、個人情報保護審査会等) 土木(設計、積算、検査等) 消費生活などの相談	機関等の共同設置 機関等の共同設置又は事務の委託	・専門的な審査体制が構築できる事務 ・一定の基準で判断することができる事務 ・住民の利便性の向上が期待できる事務
観光振興 産業振興(特産品開発、販路拡大等) など 国保	協議会又は機関等の共同設置	・スケールメリットを発揮することで、相乗的な効果が期待できる事務

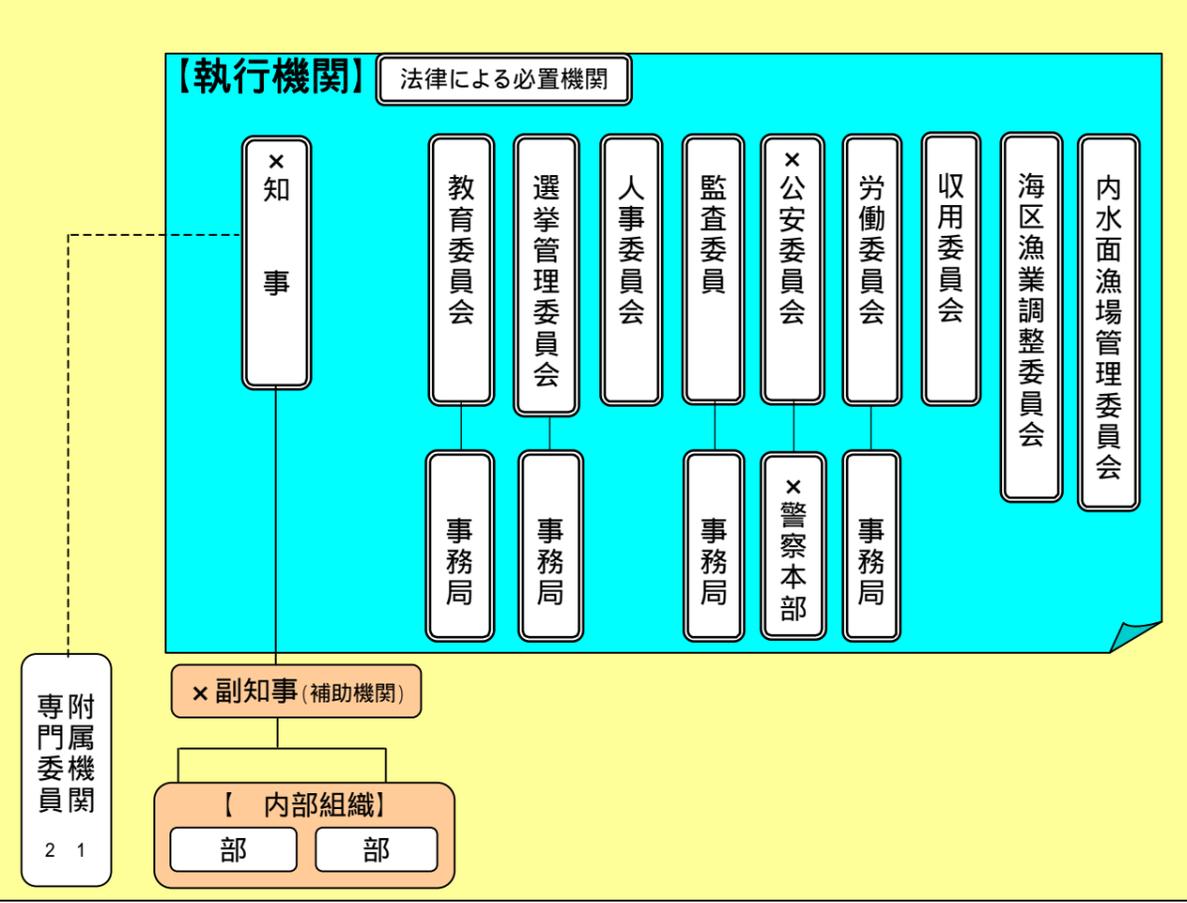
機関等の共同設置の可否
(執行機関、附属機関及び専門委員の共同設置の規定)

凡例 現行制度で共同設置できるもの
現行制度の見直し可能性があるもの
× 現行制度で共同設置できないもの

市町村の一般的な組織



[参考] 県の一般的な組織



- 1 附属機関
審査会、審議会、調査会、その他の調停、審査、諮問、調査のための機関
(例)個人情報保護審査会など。盛岡市の例は、別紙のとおり。
- 2 専門委員
団体の長の委託により調査研究を行うために置かれる非常勤の職員
- 3 監査委員事務局
条例で定めるところにより、事務局を置くことができる。

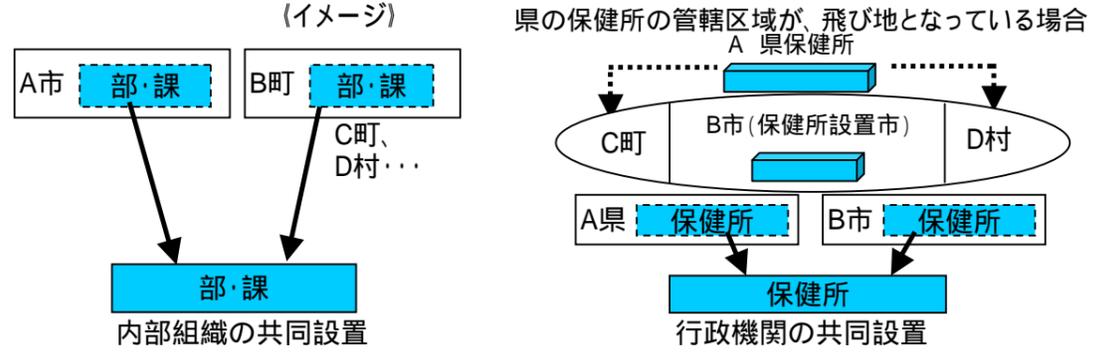
(備考)事務局、職員に関する規定

- ・選挙管理委員会：市は、書記長・書記その他職員を置く。
町村は、書記その他の職員を置く。
- ・公平委員会：事務職員を置く。
- ・農業委員会：職員を置く。
- ・収用委員会：職員を置く。
- ・海区漁業調整委員会：書記又は補助員を置く。
- ・内水面漁場管理委員会：書記又は補助員を置く。

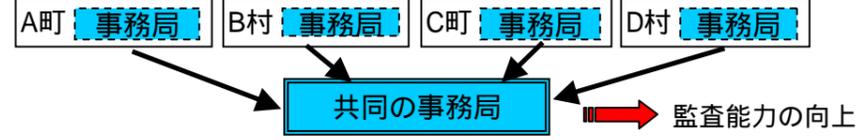
現在の制度で「共同設置」ができるもの	現在の制度で「共同設置」が明確化されていないもの
執行機関(市町村長除く)	内部組織、行政機関 地制調の改正答申あり
附属機関、専門委員	執行機関の事務局 地制調の改正答申あり
職員(書記・補助員)	

[参考] 第29次地方制度調査会における制度改正の答申

行政組織・行政機関等の共同設置
機関等の共同設置については内部組織、事務局及び行政機関についても共同設置が進められるよう、制度改正を含めた検討が必要。



監査委員事務局の共同設置
現行制度上は、共同設置を可能とする規定がなく、職員を共同設置することとなる。
このため、監査委員事務局の共同設置を可能とする制度改正が必要。



【市長公室】

盛岡市総合計画審議会
盛岡市国土利用計画審議会
盛岡市行財政構造改革推進会議

【総務部】

盛岡市表彰選考委員会
盛岡市個人情報保護審査会
盛岡市個人情報保護審議会
盛岡市情報公開審査会
盛岡市財産評価委員会
盛岡市住居表示整備審議会
盛岡市防災会議
国民保護協議会

【財政部】

盛岡市固定資産評価審査委員会
盛岡市入札等監視委員会

【市民部】

盛岡市青少年問題協議会
盛岡市交通安全対策会議
盛岡市女性懇談会
盛岡市国民健康保険運営協議会
盛岡市有線テレビジョン放送番組審議会

【環境部】

盛岡市環境審議会
盛岡市廃棄物対策審議会
廃棄物処理施設等設置等専門委員会

【保健福祉部】

盛岡市社会福祉審議会
盛岡市社会福祉審議会民生委員審査専門部会
盛岡市社会福祉審議会地域福祉専門分科会
盛岡市民生委員推薦会
盛岡市障害者介護給付費等支給審査会
盛岡市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会審査部会
盛岡市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会
盛岡市社会福祉審議会児童福祉専門分科会
盛岡市要保護児童対策地域協議会
盛岡市地域包括支援センター運営協議会
盛岡市地域密着型サービス運営委員会
盛岡市介護認定審査会
盛岡市介護保険運営協議会

【保健所】

盛岡市保健所運営協議会

【商工観光部】

盛岡市工場等設置奨励委員会
盛岡市創業者支援審議会
盛岡市観光審議会

【農林部】

盛岡市農業振興対策協議会
盛岡市牧野運営協議会
盛岡市林業振興審議会
盛岡市中央卸売市場運営協議会

【建設部】

総合交通施策懇話会
地域公共交通会議
盛岡市住宅対策審議会

【都市整備部】

盛岡市都市計画審議会
盛岡市開発審査会
盛岡市都市景観形成推進委員会
盛岡市屋外広告物審議会
盛岡市建築審査会
盛岡市建築紛争調整委員会
都南中央第三地区土地区画整理審議会
道明地区土地区画整理審議会
浅岸地区土地区画整理審議会
太田地区土地区画整理審議会
盛岡駅西口地区土地区画整理審議会
盛岡駅西口地区開発懇談会

【玉山総合事務所】

盛岡市玉山区地域協議会

【水道部】

盛岡市水道事業経営審議会
盛岡市水道水源保護審議会

【市立病院】

盛岡市立病院経営評価委員会

【教育委員会】

盛岡市障害児就学指導委員会
盛岡市社会教育委員会議
盛岡市スポーツ振興審議会
盛岡市文化財保護審議会
志波城跡史跡整備委員会
盛岡市歴史民俗資料館運営委員会
盛岡市歴史文化基本構想等策定委員会
盛岡市先人記念館協議会
盛岡市公民館運営審議会
盛岡市図書館協議会
盛岡市立区界高原少年自然の家運営委員会
盛岡子ども科学館協議会
盛岡市遺跡ネットワーク整備委員会

事例1 執行機関の共同設置

教育委員会の共同設置(岐阜県の例)

1 沿革

年月日	経過
S44.7.25	羽島郡教育委員会発足(笠松町役場内) 構成:川島町、岐南町、笠松町、柳津町
S51.7.25	羽島郡四町教育委員会発足(笠松町役場内)
S53.4.1	各町に社会教育主事を派遣
S14.4.1	幹事町を岐南町に変更
H16.11.1	合併により川島町離脱。羽島郡三町教育委員会と名称変更
H18.1.1	合併により柳津町離脱。羽島郡二町教育委員会と名称変更

2 団体の概要

区分	人口(H20)	児童生徒数
岐南町	23,446人	1,988人
笠松町	22,066人	1,836人

3 事務局組織

運営協議会	教育委員	総務課(4)		
・町長2名	各町2名、計4名		岐南町	小学校3、中学校1
・議長2名	教育長1名	学校教育課(3)	笠松町	小学校3、中学校1
		社会教育課(5)	各町公民館等	
		社会教育主事を各1名派遣		

(参考)運営協議会について

教育委員会の円滑な運営と教育行政の資質向上を目的として設置。

- ・構成は、関係町の町長、議長
- ・年2回程度の開催
- ・共同設置規約や条例の制定・改廃、予算決算等の重要事項について協議

4 委員の選任等

- (1) 教育委員(教育長を除く)の選任は、各町の長が協議により定めた共通の候補者について、各町の議会の同意を得た上で、幹事町の長が選任。
- (2) 共同設置した教育委員会が各町議会に対応。
- (3) 監査は、幹事町の監査委員が実施。

5 予算

H20年度当初予算

歳入

区分	金額(千円)
負担金	137,374
繰越金	1,000
預金利子	35
雑入	1

歳出

区分	金額(千円)
教育総務費	117,317
学校教育費	15,154
社会教育費	3,708
保健体育費	1,231
予備費	1,000

運営経費については、幹事町において、特別会計で処理。
各町の学校施設費や公民館活動等の予算は、各町予算に計上。

6 共同設置のメリット・デメリット(H16年度における検証結果) 凡例: メリット、 デメリット

(1) 総務関係

教育長報酬や教育委員報酬当の関係費用が節減できる。
広域的な団体の育成に対応できる。
補助金を一本化できる。
単独では購入が難しい備品等を配置できる。

各町との調整が必要である。
住民から遠い存在となる可能性がある。

(2) 学校教育関係

教職員の人事異動などの人事管理を共同化できる。
各学校の指導をきめ細かく行うことができる。
独自の教職員研修を行うことができる。

(3) 社会教育関係

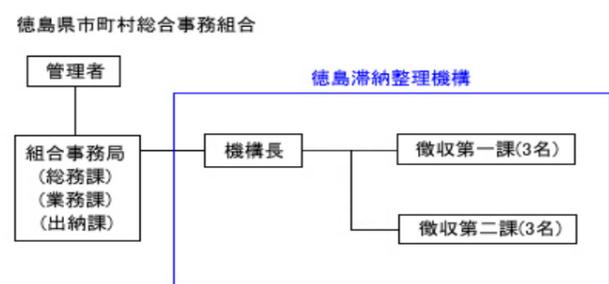
多くの職員を配置し、各町に社教主事を派遣することができる。
PTAや各種団体の連合体を組織することにより、効果的な研修等ができる。

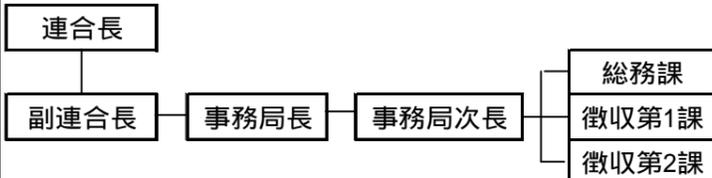
住民意識が町域を超えていない。
各町ごとに同じ事務や行事等の対応が必要である。

事例2 地方税の共同処理

地方税(滞納整理)事務の共同処理(三重県、徳島県、静岡県の実例)

区分	三重県の例
名称	三重県地方税管理回収機構
設立	H16.4.1
構成団体	全市町村
運営主体	一部事務組合
設立の目的	収納率の向上、滞納整理、納税意識の向上 など
共同処理する税・業務	市町村民税、個人県民税の滞納整理 差押不動産の公売 滞納整理処分の執行停止、不能欠損処分の適否判定 滞納整理に係る実務研修 滞納整理に係る個別相談
効果	滞納額の縮減 未処理案件の整理促進 徴収ノウハウ・技術のフィードバック 徴収業務のレベルアップ 市町村・県・機構の連携 納税モラルの向上
設立時処理(見込)件数	1,000件/年
執行体制	市町村、県からの派遣職員で構成(事務局長他、15名体制) 顧問として、国税OB、弁護士等を配置 
負担金	構成団体による応益負担 (均等割、処理件数割、徴収実績割)
成果	引受件数: 697件 引受額: 15億8,699万円 徴収額: 4億5,265万円 H20年度実績

徳島県の例
徳島滞納整理機構
H18.4.1
全市町村
一部事務組合 (自治会館等を共同設置する既存組合の「局」として位置付け)
収納率の向上、滞納整理、納税意識の向上 など
市町村民税、個人県民税の滞納整理 差押不動産の公売 滞納整理処分の執行停止、不能欠損処分の適否判定 滞納整理に係る特別研修
滞納額の縮減 滞納整理事務の効率化 徴収担当職員の資質向上
467件/年
市町村、県からの派遣職員で構成(7名体制) 顧問として、弁護士等を配置 
構成団体による応益負担 (均等割、処理件数割、徴収実績割)
引受件数: 467件 引受額: 5億6,609万円 徴収額: 3億4,438万円 H20.6~H21.5までの実績

静岡県の例
静岡地方税滞納整理機構
H20.1.15
県及び全市町村
広域連合
収納率の向上、滞納整理、納税意識の向上 など
市町村民税、個人県民税の滞納整理 差押不動産の公売 滞納整理に係る実務研修 滞納整理に係る個別相談
滞納額の縮減 滞納整理事務の効率化 徴収担当職員の資質向上 納税モラルの向上
1,000件/年
市町村、県からの派遣職員で構成(17名体制) 顧問として、国税OB、弁護士等を配置 
基本負担額 県: 30,000千円、市町: 100千円 処理件数割 200千円/件 徴収実績割 (H22~)
引受件数: 996件 引受額: 35億7,850万円 徴収額: 7億76,347万円(納付約束を含む) H20.6~H20.12までの7ヶ月間の実績

上記の一部事務組合、広域連合のほか、岩手県、香川県等は、任意の組織を設置している。

事例3 広域連合による共同処理

保健福祉事務の共同処理(高知県中芸広域連合の例)

1 現状

(1) 保健福祉事務の拡大

従来業務に加え、特定検診・保健指導や障害者自立支援、要介護児童への対応、新たな感染症に対する健康危機管理など、市町村の保健福祉業務は急速に拡大、増加。

(2) 保健福祉事務の核となる保健師の状況

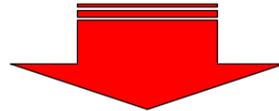
5町村の保健師10人のうち、6割が20～30歳代。若い保健師が多く、各町村1～3人体制であり、産休、地域包括支援センターへの派遣も必要。

(3) これまでの共同処理の状況

介護保険、地域包括支援センターの設置。(広域連合事務)
H9から1歳6か月児・3歳児検診を、H18から乳児検診を共同処理。

2 課題

現体制では、単独の町村で健康課題に対応した取組が困難。
業務が増大する一方、限られた人員体制では地域課題への対応、サービスの質の向上が不十分。
専門的ニーズや新たなニーズへの対応。
産休や育休もあり、人材確保が難しい一方、若い保健師の育成体制の整備が必要。
行政改革に対応した効率的な組織体制による運営が急務。



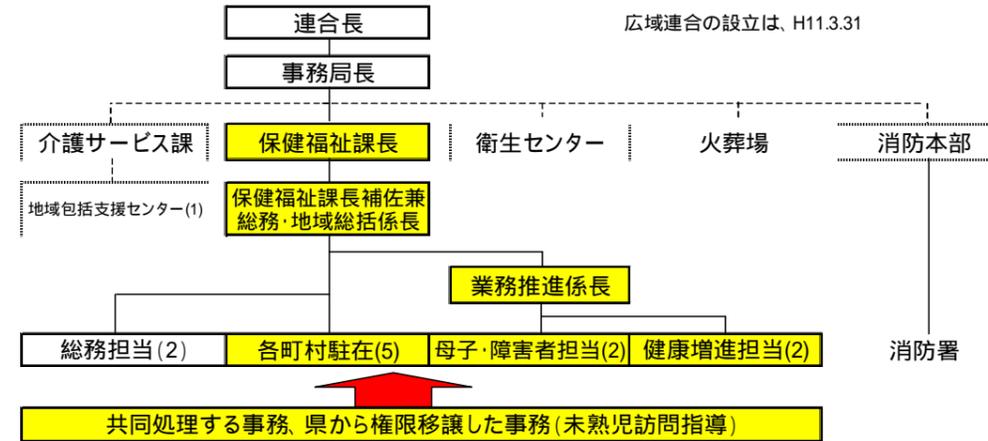
保健師等の専門職を広域で活用する仕組みが必要

保健師等の配置状況(H20年度)

区分	奈半利町	田野町	安田町	北川村	馬路村	計
人口(H17国調) 1	3,727	3,236	3,297	1,478	1,170	12,908
高齢化率	36.0%	32.4%	35.2%	38.2%	32.9%	34.9%
面積(Km ²) 2	28.32	6.56	53.03	196.18	165.52	449.61
保健師総数(+)	2	2	2	2	2	10
町村プロパー	2	1	1	1	1	6
定数	2	2	3	2	1	10
うち産休			1	1		2
派遣(包括)		1	1			2
県派遣保健師		1	1	1	1	4 (H20年度まで)
看護師	1					1
栄養士	1	1				2
計	4	3	2	2	2	13

1 当該広域連合の管内人口は、本県の田野畑村4,072人、普代村3,150人、野田村4,936人、合計12,159人と同程度。
2 当該広域連合の管内面積は、本県の釜石市(441.39km²)、葛巻町(434.99km²)と同程度。

3 組織体制(H21.4～)



- 1 網掛けが、保健福祉事務に関する共同処理の組織。
- 2 広域連合に派遣された町村職員は、各町村の職員を併任。

4 広域連合で共同処理する事務(66事務、H21年度～)

母子保健	健康増進	障害者福祉	高齢者福祉
妊娠届 乳幼児健診 子育て相談 思春期相談 予防接種 子育て支援 要保護児童への対応	健康相談・難病相談 がん検診 健康診査 食育 食改協事務局	障害者自立支援法 ・自立支援医療 ・介護・訓練等給付 ・補装具給付 ・住宅改造支援 ・地域生活支援事業 特別障害者手当 特別児童扶養手当 障害児福祉手当 居場所づくり・就労支援	介護予防 介護相談 介護保険

下線の事務は、県との「協議会」の事務。

【参考】県との協議会の設置

【広域連合と県の協議会】
当該広域連合は、県と次の事務について、地方自治法に規定する「協議会」を設置。
県職員1名派遣あり。

母子保健に関する知識の普及
要保護児童発見者からの通告受理等
精神障害者についての正しい知識の普及
発達障害者の家族への支援